

福岡県教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について

1 趣旨

平成30年8月、多くの省庁等において、障がい者雇用の水増し問題が発覚したことを受け、令和元年6月「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）が改正された。

地方公共団体の任命権者においては、令和2年4月1日までに「障害者活躍推進計画」を作成することとされたため、県教育委員会の計画を策定するもの。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

3 対象職員

県教育委員会から任命された一般職の職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）及び特別職の非常勤職員

4 計画目標

- | |
|--|
| (1) 障がい者雇用率 法定雇用率の達成（毎年6月1日時点） |
| (2) 新規に採用した障がいのある職員の3年以内の離職ゼロ（本人の事情による退職を除く） |

5 基本的な考え方

障がいのある人の雇用拡大を継続的に進めるとともに、障がいの種類、程度などに応じて、職員一人ひとりの能力を有効に発揮できる職場環境づくりを目指す。

6 具体的な取組内容

項目	内容
(1) 障がいのある職員の募集・採用及び人事管理	
障がいの特性に配慮した試験の実施	・ 受験申込時に受験者の配慮事項を確認 ・ 点字試験の実施など、受験者の特性に応じた試験の実施
チャレンジ雇用の実施	・ 知的障がいのある人が働くことを想定したチャレンジ雇用の実施
多様な特性等に対応した働き方の構築	・ 休憩時間の弾力的な運用の導入 ・ 在宅勤務の導入の検討
(2) 障がいへの理解促進	・ 職員に対する研修（手話を含む）及び啓発
(3) 障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備	
施設等の整備	・ 県有施設のバリアフリー化 ・ 職場巡視による施設・設備等のバリア解消
就労支援機器の導入	・ パソコンの支援機器や読み上げソフト等の導入
相談体制の整備	・ 職業生活や健康等に関する職員からの相談に対応（「相談員」や「健康推進員」を配置）
合理的配慮の提供	・ 障がいのある職員と所属との間で合理的配慮事項を確認 ・ 人事異動における確実な引継ぎの実施

7 計画の推進体制

障がいのある職員及び関係課長等からなる「障がい者活躍推進委員会」を設置